

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年12月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900238 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000039 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、30 万円から 38 万円とする。

平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 4 月 20 日から平成 19 年 4 月 1 日まで

給与明細書や源泉徴収票等、当時の厚生年金保険料控除額を証明する資料は破棄したが、A 社に入社した当時から 30 万円弱の給与の手取額があった。

厚生年金保険料控除額と標準報酬月額に相違があるので、請求期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの期間については、A 社及び請求者が提出した平成 19 年度の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（30 万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から 38 万円とすることが必要である。

平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月から平成 19 年 3 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行ってお

らず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成18年12月から平成19年3月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成10年4月から平成18年11月までの期間について、請求者が提出した給与振込先銀行の預金取引明細により振込金額が確認できる期間（平成11年9月分から平成18年11月分までの給与）については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬を支払われていたことがうかがえるものの、記載された振込金額からは各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、A社の回答によると、同社は平成18年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地であるB市及びC町は、保存期間経過のため請求者に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないことから、請求者の平成10年4月から平成18年11月までの期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成10年4月から平成18年11月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成10年4月から平成18年11月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900333 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000040 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 8 年 7 月から平成 13 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 8 年 7 月から平成 13 年 4 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 8 年 7 月から平成 13 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 8 年 7 月から平成 13 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 8 年 6 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 8 年 6 月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者の A 社における平成 8 年 7 月から平成 9 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 8 年 7 月から平成 9 年 4 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 8 年 6 月から平成 9 年 4 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄 (平成 8 年 6 月については第二欄) に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 8 年 6 月	28 万円	—	38 万円
平成 8 年 7 月から同年 10 月まで	28 万円	34 万円	38 万円
平成 8 年 11 月	28 万円	34 万円	47 万円
平成 8 年 12 月	28 万円	36 万円	47 万円
平成 9 年 1 月から同年 3 月まで	28 万円	38 万円	47 万円
平成 9 年 4 月	28 万円	38 万円	41 万円
平成 9 年 5 月から同年 9 月まで	28 万円	41 万円	—
平成 9 年 10 月から平成 10 年 9 月まで	26 万円	38 万円	—
平成 10 年 10 月から平成 13 年 4 月まで	26 万円	41 万円	—

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間：平成8年6月17日から平成13年5月1日まで

給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う報酬月額よりも年金記録の標準報酬月額の方が少なくなっているため、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）のうち、平成8年7月から平成13年4月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及びB銀行が提出した請求者に係る預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成8年7月から平成13年4月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書及び預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成8年7月から平成13年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成8年6月	28万円	—	38万円
平成8年7月から同年10月まで	28万円	34万円	38万円
平成8年11月	28万円	34万円	47万円
平成8年12月	28万円	36万円	47万円
平成9年1月から同年3月まで	28万円	38万円	47万円
平成9年4月	28万円	38万円	41万円
平成9年5月から同年9月まで	28万円	41万円	—
平成9年10月から平成10年9月まで	26万円	38万円	—
平成10年10月から平成13年4月まで	26万円	41万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成8年7月から平成13年4月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成8年7月から平成13年4月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成8年6月については、請求者が提出した給与明細書により確認できる

報酬月額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間のうち、平成8年7月から平成9年4月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄（平成8年6月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄（平成8年6月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000150 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000041 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 11 年 2 月から平成 17 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 2 月から平成 17 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 2 月から平成 17 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 2 月から平成 17 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 11 年 2 月、平成 14 年 3 月、平成 14 年 5 月及び平成 14 年 7 月から同年 11 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 2 月、平成 14 年 3 月、平成 14 年 5 月及び平成 14 年 7 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 2 月、平成 14 年 3 月、平成 14 年 5 月及び平成 14 年 7 月から同年 11 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 11 年 2 月	26 万円	30 万円	36 万円
平成 11 年 3 月から同年 8 月まで	26 万円	36 万円	—
平成 11 年 9 月から平成 13 年 9 月まで	26 万円	41 万円	—
平成 13 年 10 月から平成 14 年 2 月まで	28 万円	41 万円	—
平成 14 年 3 月	28 万円	38 万円	41 万円
平成 14 年 4 月	28 万円	41 万円	—
平成 14 年 5 月	28 万円	34 万円	41 万円
平成 14 年 6 月	28 万円	41 万円	—
平成 14 年 7 月から同年 9 月まで	28 万円	38 万円	41 万円
平成 14 年 10 月及び同年 11 月	28 万円	32 万円	41 万円
平成 14 年 12 月から平成 15 年 2 月まで	28 万円	32 万円	—
平成 15 年 3 月から同年 10 月まで	28 万円	41 万円	—
平成 15 年 11 月から平成 17 年 3 月まで	28 万円	36 万円	—

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和46年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成11年2月1日から平成17年4月1日まで

年金記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と実際に給与から控除されている厚生年金保険料額が相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）について、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額について、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成11年2月	26万円	30万円	36万円
平成11年3月から同年8月まで	26万円	36万円	—
平成11年9月から平成13年9月まで	26万円	41万円	—
平成13年10月から平成14年2月まで	28万円	41万円	—
平成14年3月	28万円	38万円	41万円
平成14年4月	28万円	41万円	—
平成14年5月	28万円	34万円	41万円
平成14年6月	28万円	41万円	—
平成14年7月から同年9月まで	28万円	38万円	41万円
平成14年10月及び同年11月	28万円	32万円	41万円
平成14年12月から平成15年2月まで	28万円	32万円	—
平成15年3月から同年10月まで	28万円	41万円	—
平成15年11月から平成17年3月まで	28万円	36万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付す

る義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成11年2月、平成14年3月、平成14年5月及び平成14年7月から同年11月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。